



EIZO グリーン調達基準

2023 年 4 月
EIZO株式会社

目次

環境・エネルギー基本方針.....	3
1. はじめに	4
2. 目的.....	4
3. 適用範囲	4
4. EIZO グリーン調達要件.....	4
5. 管理対象化学物質	5
5.1. 含有禁止物質	5
5.2. 監視対象物質	8
5.3. 報告対象物質	9
6. 環境関連調査および当社指定の調査フォーマットについて.....	9
6.1. 環境情報調査	9
6.1.1. 調査項目	9
6.1.2. 追加要求 - 「EIZO 環境要求」.....	10
6.2. 化学物質調査	13
6.2.1. 追加要求 - 「化学物質調査」.....	14
6.3. 含有化学物質分析データ提出	14
7. 仕入先様における社内管理について	14
7.1. 化学物質管理体制	14
7.2. 禁止物質含有部品の識別管理.....	15
8. 書類・データの提出先	15
改訂履歴	17

環境・エネルギー基本方針

EIZO グループは、環境に調和した企業活動が重要な経営課題の一つであると認識し、常に環境への影響に配慮し、資源の有効利用、気候変動緩和への取組み、生物多様性及び生態系の保護を含む環境保全、汚染予防、環境リスクの低減に努め、社会の持続可能な発展に貢献します。

1. 環境保全及びエネルギーの有効活用に関する法令・規則及びその他の要求事項を遵守する。
2. 環境に配慮した製品・サービスを提供し、環境負荷の低減を推進し、汚染予防に努める。
3. 企業活動において、持続可能な資源の利用、汚染防止、グリーン購入、エネルギー利用の高効率化、温室効果ガス排出の抑制に取り組む。
4. 企業活動と調和した環境・エネルギーマネジメントシステムを構築し、目標を設定、実行、評価し、継続的な改善を行う。
5. 環境保全と持続可能でクリーンなエネルギー利用の意識及び活動の向上のために、社員に対する啓発活動を推進する。

1. はじめに

EIZO 株式会社（以降、当社）は、地球環境保全のため環境・エネルギー基本方針に基づいた事業活動を行ない、循環型経済社会の構築を目指し、環境に配慮した製品作りに取り組んでいます。

環境保全活動の維持、向上を図り、社会、顧客の要望に応えるため、また、世界各国で目まぐるしく変化する環境法規制・規格への迅速な対応を図り、社会的責任を果たすために、資材調達活動の指針として「グリーン調達基準」を作成しています。

当社では、従来の品質、価格、納期、サービス、技術力等に加え、環境負荷低減、環境保全活動に積極的な仕入先様とのお取引を優先し、また、必要な品質、機能、経済的合理性に加え、環境に配慮された製品、部品、材料（梱包仕様含む）を優先的に採用します。

環境に配慮した製品提供の推進は、当社だけで成しえられるものではなく、仕入先様のご理解とご協力なくして進めることは不可能です。仕入先様と共同で推進したく、本運用が有効となるように社会的背景と主旨をご理解の上、環境負荷低減活動、並びに継続的維持改善の推進を強くお願いします。

2. 目的

環境保全活動に積極的な仕入先様とのお取引を優先し、環境負荷の少ない製品、部品、材料を積極的に採用し、当社の事業活動に伴う環境負荷の低減を図ると共に、環境に配慮した製品の市場拡大に貢献することを目的とします。

3. 適用範囲

本基準は、当社が設計・製造する製品又は設計委託、製造委託し販売する製品、及び完成品を購入して販売する製品に使用する全ての電気・電子部品、機構部品、材料（テープ、はんだ、接着剤、塗料などの副資材を含む）に適用します。

4. EIZO グリーン調達要件

EIZOグリーン調達は、以下に記す①～③の項目に対応いただくことを要件としています。

- ①「EIZO サプライヤー行動規範」（下記 URL 参照）の「環境保全」に定める要求が遵守され、また貴社サプライチェーン上流に対する化学物質管理要求を含む、貴社での化学物質管理体制が構築されていること。化学物質管理については別途依頼する「製品含有化学物質管理に関する調査」で確認させていただきます。
<https://www.eizo.co.jp/company/csr/4/>
- ② 当社へ納入頂く個別の部品（サブアッセンブリー品を含む）、材料、及び製品購入する部材が、本基準で定める含有禁止物質の基準を満たすこと。
- ③ 当社へ納入頂く個別の部品（サブアッセンブリー品を含む）、材料、及び製品購入する部材に対する正しい含有化学物質および環境情報が当社指定調査フォーマット（EIZO MIS ファイル及び chemSHERPA-AI ファイル）で提供されること。

* chemSHERPA：製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム <https://chemsherpa.net/>

②、③の詳細については第5章以降で記述致します。

5. 管理対象化学物質

5.1. 含有禁止物質

当社への納入品に対して、国内外の各種法規制にて定められた規制化学物質の含有を禁止しています。関連法規制を表1に、含有禁止物質を表2-1に示します。表2-1の物質について基準値を満たす必要があります。

【表 1】 禁止物質関連法規制

制定地域	法規制
全地域	「モンリオール議定書」(付属書 A,B,C,E 記載の化学物質)
全地域	「ストックホルム条約 (POPs)」(付属書 A,B,C 記載の化学物質)
日本	「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)」(第 1 種特定化学物質)
日本	「労働安全衛生法 (安衛法)」(製造禁止物質)
日本	「毒物・劇物取締法」(特定毒物)
日本	「核物質および原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)」核物質
欧州	「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限(RoHS 指令 2011/65/EU)」
欧州	「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則(REACH 規則 No.1907/2006)」 (Annex XVII 制限物質)
欧州	「残留性有機汚染物質に関する欧州議会及び理事会規則 (POPs 規則(EU)2019/1021)」
欧州	「包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 (94/62/EC)」(規制重金属)
欧州	「フッ素系温室効果ガス規制 (F ガス規制 No 517/2014)」
スイス	「化学品リスク低減令」
ドイツ	「ProdSG 法」における GS マーク (AfPS GS 2019:01 PAK)
デンマーク	「ホルマリン法令」
フランス	「循環経済法」
米国	「有害物質規制法 (TSCA : Toxic Substances Control Act)」
カリフォルニア	「プロポジション 65」
カナダ	「環境保護法、特定有害物質禁止規則」
欧州(*)	「電池・蓄電池およびそれらの廃棄物に関する欧州議会・理事会指令 (2006/66/EC)」
米国(*)	「水銀含有および充電池管理法 (Public Law 104-142)」
中国(*)	「亜鉛負極式一次電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制に関する要求事項 (GB 24427-2021)」
台湾(*)	「乾電池の製造、輸入、販売に関する規制」

(*) : 電池関連法規制

【表 2-1】 含有禁止物質 *1 *2

No.	物質名	基準値	主な関連法規制
1	アスベスト類	意図的添加禁止 かつ 1000ppm 以下	REACH Annex XVII TSCA、安衛法
2	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料	30ppm 以下(a) 人の皮膚または口腔に恒常的に接触する 繊維・革製品のみ対象	REACH 規則 Annex XVII
3	カドミウム及びその化合物	100ppm 以下 *3 *4 *5	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII
4	六価クロム化合物	1000ppm 以下 *3 *4 *5 皮革製品は皮革中に 3ppm 未満	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII
5	鉛及びその化合物	1000ppm 以下 *3 *4 *5 外部ケーブルは被覆中に 300ppm 未満	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII プロポジション 65
6	水銀及びその化合物	1000ppm 以下 *3 *4 *5	RoHS 指令

No.	物質名	基準値	主な関連法規制
7	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書 Annex A, B, C, E)	意図的添加禁止	モントリオール議定書
8	パーフルオロオクタンスルホン酸 とその塩及び誘導体 (PFOS) *6	意図的添加禁止 かつ 1000ppm 未満 被覆材の場合は 1 μ g/m ² 未満 (特定用途のフォトレジストおよびコーティ ング剤に適用除外あり)	化審法、POPs 規則
9	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	意図的添加禁止 *7 かつ 1000ppm 以下 *5	RoHS 指令 化審法、POPs 規則
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	意図的添加禁止 かつ 1000ppm 以下 *5	RoHS 指令、TSCA REACH 規則 Annex XVII 化審法、POPs 規則
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	意図的添加禁止	化審法、TSCA
12	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	50ppm 以下	REACH 規則 Annex XVII
13	短鎖型塩化パラフィン (C10-C13)	意図的添加禁止 かつ 1500ppm 未満	化審法、POPs 規則
14	三置換有機スズ化合物	スズ含有濃度 1000ppm 未満(a)	REACH 規則 Annex XVII
15	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (TBTO)	意図的添加禁止 かつ スズ含有濃度 1000ppm 未満(a)	REACH 規則 Annex XVII 化審法
16	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が 1 以上)	意図的添加禁止	化審法、POP s 規則
17	ジメチルホルムアミド (DMF)	0.1ppm 以下	REACH 規則 Annex XVII
18	放射性物質	意図的添加禁止	原子炉等規制法
19	ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm 以下 (木材製品、繊維製品のみ対象)	ドイツ化学品禁止則 ホルマリン法令
20	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加禁止 かつ 10ppm 以下	化審法、POP s 規則
21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加禁止	化審法
22	ジブチルスズ化合物 (DBT)	スズ含有濃度 1000ppm 以下	REACH 規則 Annex XVII
23	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	スズ含有濃度 1000ppm 以下(a) ただし、以下の用途のみを対象 ・皮膚に接触することを意図した繊維製ア ーティクル ・壁および床の被覆材 ・2 液室温硬化モールドキット	REACH 規則 Annex XVII
24	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	意図的添加禁止 かつ 100ppm 以下	化審法、POP s 規則
25	特定多環芳香族炭化水素 (PAH) 対象物質および基準値の詳細は【表 2-2】を参照	・外装部の樹脂および塗装に対し GS カ テゴリ 3 の基準値以下 ・リモコン外装部の樹脂および塗装は GS カ テゴリ 2 の基準値以下	REACH Annex XVII GS マーク
26	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル	意図的添加禁止 かつ 5ppm 以下	化審法、POPs 規則
27	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	各物質は 1000ppm 以下 可塑化材料中に 4 物質合計 1000ppm 未満	RoHS 指令、 REACH 規則 Annex XVII
28	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連 物質	意図的添加禁止 かつ ・PFOA、その塩：25ppb 以下 ・PFOA 関連物質：1 つまたは複数の組み 合わせの合計濃度が 1000ppb 以下 ただし、以下の用途を除く。 ・半導体製造におけるフォトリソグラフィーまた はエッチングプロセス	化審法、POP s 規則
29	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	意図的添加禁止 ただし以下の用途を除く。 ・接着剤および封止剤	TSCA
30	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	1%以下	TSCA

No.	物質名	基準値	主な関連法規制
31	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩及び C9-C14 PFCA 関連物質	・C9-C14 PFCAs とその塩：濃度が 25ppb 未満 ・C9-C14 PFCA 関連物質：合計濃度が 260ppb 未満	REACH 規則 Annex XVII
32	フッ素系温室効果ガス *8	意図的添加禁止	F ガス規制
33	パーフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質	・PFHxS とその塩：濃度が 25ppb 未満 ・PFHxS 関連物質：合計濃度が 1000ppb 未満	ストックホルム条約、 スイス化学品リスク低減令
34	1~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	・インク中に 1%未満 (包装材、印刷物のみ対象)	フランス循環経済法

- *1： 指定無き濃度は均質材料中の重量パーセント濃度とし、(a)の記載がある濃度は最小 Article 中の重量パーセント濃度とします。
- *2： 法令の範囲内での特定用途の使用に関して、担当部門より個別の指示を行う場合があります。
- *3： 電池、蓄電池中の化学物質は表 1 に示す電池関連の法規制要求に適合することとします。
- *4： 包装材中の重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀）について、意図的添加禁止かつ合計含有濃度が均質材料重量比で 100ppm 未満とします。
- *5： RoHS 指令適用除外項目：RoHS 指令では制定時の技術水準を考慮し適用除外項目が定められています。除外項目の詳細は以下の指令本文を参照ください（下記指令以降に更新された除外項目も有効）。
ただし、除外項目で満了日が設定されているものは、満了日の 1 年前までに必要な対応を完了願います。
・RoHS 指令：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32011L0065>
- *6： PFOS は下記分子式の物質が対象
C₈F₁₇SO₂X（X = OH、金属塩（O-M +）、ハロゲン化物、アミド、およびポリマーを含むその他の誘導体）
- *7： ヘキサブロモビフェニルが対象
- *8： 表 5-1 に掲載の HFC、PFC、SF₆ が対象

【表 2-2】REACH および GS マークにおける PAH に関する要求（玩具のみに関連するカテゴリは省略）

パラメータ	REACH Annex XVII	GS カテゴリ 1 *1	GS カテゴリ 2 *1	GS カテゴリ 3 *1
対象範囲	人の皮膚または口腔と直接長時間あるいは短時間反復的に接触するゴムまたはプラスチック	口の中で使われることが意図された材料、玩具や 3 歳までの子供向けに使われ、長時間(30 秒以上)皮膚に触れることが意図されている材料	カテゴリ 1 に当てはまらない材料で、一定の時間(30 秒以上)、または繰り返し短時間皮膚に触れる材料	カテゴリ 1 および 2 に当てはまらない材料で、一定の時間(30 秒未満)皮膚に触れる材料
ベンゾ(a)ピレン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(e)ピレン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(a)アントラセン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(b)フルオランテン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(j)フルオランテン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(k)フルオランテン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
クリゼン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ジベンゾ(a,h)アントラセン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(ghi)ペリレン mg/kg	-	< 0.2	< 0.5	< 1
インデノ(1,2,3-cd)ピレン mg/kg	-	< 0.2	< 0.5	< 1
フィアントレン、ピレン、アントラセン、フルオランテン mg/kg	-	合計<1	合計< 10	合計< 50
ナフタレン mg/kg	-	< 1	<2	< 10
合計 15 PAH mg/kg	-	< 1	< 10	< 50

REACH Annex XVII PAH : <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1272&from=EN>

GS マーク PAH : https://www.baua.de/DE/Aufgaben/Geschaeftsfuehrung-von-Ausschuessen/AfPS/pdf/AfPS-GS-2019-01-PAK-EN.pdf?__blob=publicationFile&v=4

*1 : GS カテゴリ 1,2,3 の区分は EIZO 製品の状態での区分のため、部品としてどのカテゴリに該当するか不明な場合は、当社開発部門の各担当者までお問い合わせください。また、PAH 基準適合証明のため、ISO17025 認定機関による材料分析データ提出をお願いする場合があります。

5.2. 監視対象物質

製品販売国の法令や各種環境規格に従い、今後の代替準備や届出、登録、社外への情報提供等を目的として、表2-3に示す物質の含有状況を監視します。含有状況をchemSHERPAで報告ください。

【表 2-3】 監視対象物質リスト

No.	物質名	報告対象基準値 *1	主な関連法規/規格	CAS 番号 (chemSHERPA 管理対象基準 ID*2)	監視目的
1	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18 -ドデカクロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10] オクタデカ -7,15-ジエン(デクロランプラス)の anti 異性 体と syn 異性体やそれらの混合物	意図的添加	ストックホルム条約 カナダ特定有害物質禁 止規則	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	代替準備 (禁止予定物質)
2	(2- (3,5-ジ-tert-アミル-2-ヒドロキシフェ ニル) ベンゾトリアゾール) (略称:UV- 328)	意図的添加	ストックホルム条約	25973-55-1	代替準備 (禁止予定物質)
3	テトラプロモビスフェノール A(TBBP-A)	1000ppm	RoHS 指令	79-94-7	代替準備 (禁止予定物質)
4	中鎖塩素化パラフィン (MCCP C14- C17)	1000ppm	RoHS 指令	- (IC02)	代替準備 (禁止予定物質)
5	デカプロモジフェニルエタン(DBDPE)	意図的添加	カナダ特定有害物質禁 止規則	84852-53-9	代替準備 (禁止予定物質)
6	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオ ロアルキル化合物 (PFAS)	意図的添加	米国 ME 州 PFAS 汚染防止法 (LD1503)	- (IC01, IC02)	届出対象、代替準 備
7	REACH 認可対象物質	1000ppm(a)	REACH 規則 Annex XIV, IEEE 1680.1-2018	- (LR06)	社外への情報提供、 代替準備、特定製 品での使用禁止
8	REACH 認可対象候補物質(SVHC)	1000ppm(a)	REACH 規則	- (LR06)	社外への情報提供
9	プロポジション 65 list 物質	意図的添加	プロポジション 65	- (IC01, IC02, LR08)	社外への情報提供
10	バリウムおよびバリウム化合物	1000ppm	IEEE 1680.1-2018	7440-41-7 他 (IC01)	特定製品での使用 禁止
11	レアアース*3	意図的添加	フランス 政令第 2022-748 号	- (IC01)	社外への情報提供

*1 : 指定無き濃度は均質材料中の重量パーセント濃度とし、(a)の記載がある濃度は最小 Article 中の重量パーセント濃度とします。

*2 : 5.3 項 表 2-4 参照

*3 : スカンジウム、イットリウム、ランタン、セリウム、プラセオジム、ネオジム、プロメチウム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジス
プロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム

5.3. 報告対象物質

下表2-4に示す法規制・標準の対象となる物質を報告対象とします。これらの物質はchemSHERPAにおいて定められている報告が必須な管理対象物質であり、5.2項の監視対象物質を含め、製品に含有される場合はchemSHERPAにて報告をお願いします。詳細はchemSHERPAデータ作成支援ツールに付属のchemSHERPA_Managed_substance_list (Excelファイル)を参照ください。

【表 2-4】 報告対象物質の対象法規制・標準リスト

chemSHERPA 管理対象基準 ID	対象法規制・標準
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質
LR02	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第 6 条)
LR04	(EU) RoHS 指令 Annex II
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I
LR06	(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および Annex XIV (認可対象物質)
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)
LR08	(EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

6. 環境関連調査および当社指定の調査フォーマットについて

部品、材料、及び製品購入する部材の環境情報と化学物質は下記フォーマットによる調査をお願いします。

6.1. 環境情報調査

EIZO MISファイル Ver.2.2以降を使用し調査します。EIZO MISファイルは、環境に関する各国の法令禁止物質の非含有宣言、さらに当社に關係する環境規格要求への適合宣言および必要情報のご提供を目的とします。

当社での部品、材料の採用段階において当社品目番号毎に下表3-1の各項目に対する確認結果をEIZO MISファイルに記入し電子データで提出して頂きます。但し、シリーズ部品などで当社の一つの納入仕様書に複数の部品を取り交わす場合は、1つのデータファイルに最大100品目まで纏めて提出が可能です。

6.1.1. 調査項目

EIZO MISファイルの調査項目の詳細は表3-1を参照ください。MISファイルの操作方法や記入方法等については当社Webページに掲載する「EIZO MISファイル/chemSHERPA-AIファイル記入マニュアル(RC02-063*)」をご確認ください。
(www.eizo.co.jp/company/csr/2/product/green/index.html)

【表 3-1】 EIZO MIS ファイルの調査項目

項目	対象品目・対象物質・判定条件	回答選択肢
含有禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> ■対象品目： 全ての納入品目 ■対象物質： 【表 2-1】に記載の物質 ■判定条件： 対象品目が【表 2-1】の全て基準値を満たす場合は「適合」、それ以外は「不適合」とします。 	以下より選択 ・適合 ・不適合
EIZO 環境要求	<ul style="list-style-type: none"> ■対象品目： 全ての納入品目 ■判定条件： 対象品目が 6.1.2 項の基準を全て満たす場合は「適合」、それ以外は「不適合」とします。 <p>「不適合」の場合は上部「追加情報（コメント）」欄に不適合となる要求番号と理由を記入ください。</p>	以下より選択 ・適合 ・不適合
プラスチック中の環境負荷物質	<ul style="list-style-type: none"> ■対象品目： 下記の①～③の品目、または下記①～③を含む品目 <ul style="list-style-type: none"> ① プラスチック部品（外装部品のみ 0.5g 以上、それ以外は 25g 以上が対象） ② プリント配線板 ③ ケーブル/ハーネス類（電源コード、外部ケーブル、ハーネス、その他 FFC 等） ■判定条件： 対象品目のプラスチック中に 1000ppm を超える下記物質を含有しない場合は「非含有」、含有する場合は「含有」とします。対象品目に該当しない場合は「対象外」とします。 A) 臭素/塩素または臭素/塩素を含む化合物 B) リンまたはリンを含む化合物 対象品目中に添加剤(難燃剤/可塑剤)を含む場合はその情報を表に記入ください。 <p>※「GS ベンチマーク」： GreenScreen 評価(下記 URL または TCO 認定リスト参照)に基づく添加剤物質のベンチマークの値を選択。 https://tcocertified.com/updates-and-changes/benchmarking-chemicals-with-greenscreen-in-tco-certified/</p> <p>※「TCO 認定リスト掲載」： TCO 認定リスト(下記 URL 参照)への添加剤物質の掲載有無を選択。 https://tcocertified.com/accepted-substance-list/</p>	以下より選択 ・非含有 ・含有 ・対象外
電池・蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ■対象品目： すべての納入品目 ■判定条件： 対象品目が電池・蓄電池を内蔵する、もしくは電池・蓄電池そのものである場合は「該当」、そうでない場合は「非該当」を右欄で選択してください。 	以下より選択 ・非該当 ・該当
赤リン	<ul style="list-style-type: none"> ■対象品目： プラスチック部を含むすべての納入品目 ■判定条件： 対象品目のプラスチック中に意図的な赤リンの含有がない場合は「非含有」、ある場合は「含有」とします。対象品目に該当しない（プラスチックを含まない）場合は「対象外」とします <p>含有の場合は赤リンの含有状況を下表に記入ください。</p>	以下より選択 ・非含有 ・含有 ・対象外

6.1.2. 追加要求 - 「EIZO 環境要求」

「EIZO環境要求」は、当社の製品が取得する環境規格に応じて、部品をカテゴリ分類し、カテゴリ毎に化学物質の禁止や材料表示などの要件を個別に追加・設定したものです。

複数のカテゴリに該当する場合、または複数のカテゴリの品目を含む場合には、全て要求対象となります。当社に納入頂く部品においては、原則として「EIZO環境要求」に適合することが必要です。

【表 4-1】 EIZO 環境要求： A. 「FPD モジュール」

要求番号	要求内容
A1	25g 以上のプラスチック部（光学部品を除く）はリサイクル可能な材料である。
A2	25g 以上のプラスチック部にハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を含有していない。 ただし、特性改善のための 0.5% 以下のフッ素添加物を除く。
A3	25g 以上のプラスチック部品は EU CLP 規則 (EC) No.1272/2008 において発癌性、変異原性、または生殖毒性の区分が 1A または 1B に分類される物質を含有しない。
A4	25g 以上のプラスチック部品の金属化または金属部品のインサートを行っていない。ただし、一般工具で切断破砕などにより容易に金属を分離できるインサートを除く。
A5	25g 以上のプラスチック部品は ISO 11469 および ISO 1043-1,-2,-3,-4 に従って材料表示されている。光学部品のように技術的に困難な場合は表示不要とするが、導光板はモジュール上にラベルなどにより表示する。
A6	プラスチック部に使用している全ての可塑剤および、25g 以上のプラスチック部に使用している全ての難燃剤について、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の難燃剤/可塑剤のリストは https://tcocertified.com/accepted-substance-list/ に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない難燃剤/可塑剤については U (Unspecified) を記載する。当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。
A7	25g 以上のプラスチック部に使用している全ての難燃剤及び可塑剤について、付加方法（添加型または反応型）および材料タイプ（臭素系またはリン系等）を MIS ファイルに記載する。当社開発部門や資材部門から難燃剤の付加方法、材料タイプの指定がある場合には指定に従うものとする。
A8	光源に水銀を含有しないこと。
A9	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）
A10	10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-2】 EIZO 環境要求： B. 「プリント基板」

要求番号	要求内容
B1	使用している全ての難燃剤について、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の難燃剤のリストは https://tcocertified.com/accepted-substance-list/ に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない難燃剤については U (Unspecified) を記載する。当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。
B2	難燃剤の付加方法（添加型または反応型）および材料タイプ（臭素系またはリン系等）を MIS ファイルに記載する。当社開発部門や資材部門から難燃剤の付加方法、材料タイプの指定がある場合には指定に従うものとする。
B3	ハロゲンフリー基板に対して、当社開発部門や資材部門からの指定がある場合には、納入仕様書に分析試験レポートを添付し、臭素・塩素の含有が閾値以下であることを示す。
B4	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）

【表 4-3】 EIZO 環境要求： C. 「電気配線材（AC コード、ケーブル、ハーネス類）」

要求番号	要求内容
C1	プラスチック部に使用している全ての可塑剤および、25g 以上のプラスチック部に使用している全ての難燃剤について GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の可塑剤のリストは https://tcocertified.com/accepted-substance-list/ に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない可塑剤および難燃剤については U (Unspecified) を記載する。当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。また、AC コード、ケーブルの納入仕様書提出時には、使用可塑剤の宣言書(当社書式)を添付するものとする。
C2	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）
C3	10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-4】 EIZO 環境要求： D. 「電気電子部品全般」

要求番号	要求内容
D1	カドミウムは基準値を超えて含有しない。(基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可)

【表 4-5】 EIZO 環境要求： E. 「電池、蓄電池」

要求番号	要求内容
E1	電源のために使用される蓄電池は少なくとも 500 回充電できる。
E2	[国内] 小型充電式電池は電池工業会小型充電式電池の識別表示ガイドラインに従ってラベル付けされている。
E3	納入製品に組み込まれた蓄電池は工具を使わずにまたは一般的な工具で安全に分離が可能であり、分離方法に関する情報を提供できる。
E4	電池指令(2006/66/EC)に従った表示がされている。

【表 4-6】 EIZO 環境要求： F. 「プラスチック部品」

要求番号	要求内容
F1	25g 以上のプラスチック部品はリサイクル可能な材料である。
F2	25g 以上のプラスチック部品、および当社製品の外装に使用される 0.5g 以上のプラスチック部品*1 はハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を含有していない。 ただし、特性改善のための 0.5%以下のフッ素添加物を除く。
F3	25g 以上のプラスチック部品は EU CLP 規則 (EC) No.1272/2008 において発癌性、変異原性、または生殖毒性の区分が 1A または 1B に分類される物質を含有しない。
F4	25g 以上のプラスチック部品は ISO 11469 および ISO 1043-1,-2,-3,-4 に従って材料表示されている。 但し、技術的に困難な場合を除く。
F5	プラスチック部に使用している全ての可塑剤、25g 以上のプラスチック部、および当社製品の外装に使用される 0.5g 以上のプラスチック部品*1 に使用している全ての難燃剤について、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の難燃剤のリストは https://tcocertified.com/accepted-substance-list/ に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない難燃剤については U (Unspecified) を記載する。 当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。
F6	25g 以上のプラスチック部に使用している全ての難燃剤について、付加方法（添加型または反応型）および材料タイプ（臭素系またはリン系等）を MIS ファイルに記載する。当社開発部門や資材部門から難燃剤の付加方法、材料タイプの指定がある場合には指定に従うものとする。
F7	10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

*1: 使用部位が不明な場合は当社担当部門にお問い合わせください。

【表 4-7】 EIZO 環境要求： G. 「金属部品」

要求番号	要求内容
G1	金属材料はリサイクル可能な材料である。(本項は板金部品等の単体金属部品のみが対象)
G2	カドミウムは基準値を超えて含有しない。(基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可)
G3	10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-8】 EIZO 環境要求： H. 「印刷物」(未印刷の印刷用紙、ラベルを含む)

要求番号	要求内容
H1	取扱説明書（セットアップガイド等の添付物を含む）の紙は無塩素漂白されている。

【表 4-9】 EIZO 環境要求： I. 「梱包材」

(仕入先様より EIZO への部品納入時のみの使用を目的とした梱包材は対象外)

要求番号	要求内容
I1	梱包材は、EU 委員会決定 97/129/EC に従った材料表示がされている。なお、リサイクルマークを含めた表示の詳細、また印刷や成形工程の無い無地品に対する、表面積や形状、素材の都合で表示が困難な場合の対応については、当社開発部門や資材部門に確認の上、指定に従うものとする。
I2	梱包材に使われている紙（段ボールを除く）およびプラスチック製部品には資源有効利用促進法に基づく材料表示がなされている。ただし、印刷や成形工程の無い無地品や、表面積や形状、素材の都合で表示が困難な場合は、当社開発部門や資材部門に確認の上、指定に従うものとする。
I3	梱包材は、単一材料又は容易に単一材料に分離可能で、かつリサイクル可能な材料を使用している。
I4	厚紙、箱、パルプモールドは、少なくとも 85% 以上の古紙を使用している。
I5	梱包材用プラスチック部品中にハロゲンを含むポリマーまたは有機ハロゲン化合物を含有していない。
I6	漂白は塩素フリー（ECF または TCF）である。
I7	10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-10】 EIZO 環境要求： J. 「その他(A~I 以外)の部品」

要求番号	要求内容
J1	カドミウムは基準値を超えて含有しない。(基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可)
J2	10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

6.2. 化学物質調査

chemSHERPA-AIを使用して調査します。chemSHERPA-AIは、アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンにおける円滑な化学物質情報開示・伝達の仕組みを普及させることを目的とした、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営する化学物質調査フォーマットです。

当社での部品、材料の採用段階において当社品目番号毎に材料構成、及び化学物質使用量をchemSHERPA-AIファイルに基づいてご記入の上、電子データでご提出ください。

なおchemSHERPAの管理対象物質(chemSHERPAツールに付属の管理対象物質リスト参照)の含有情報についてはすべて報告をお願いします。特に、半年に一度更新されるREACH SVHC認可対象候補物質(Candidate List掲載物質)は、管理対象物質が整合するバージョンでの提出をお願いします。また部品承認時点で期限外となるバージョンのchemSHERPAは受領できませんのでご注意ください。

記入方法やツールの操作方法等については当社Webページに掲載する「EIZO MISファイル/chemSHERPA-AIファイル記入マニュアル(RC02-063)」、及びchemSHERPA Webサイトをご確認ください。

(当社 ホームページ www.eizo.co.jp/company/csr/2/product/green/index.html)

(chemSHERPA ホームページ <https://chemsherpa.net/>)

6.2.1. 追加要求 - 「化学物質調査」

FPDモジュール、電気配線材（ACコード、ケーブル、ハーネス類）、金属部品、プラスチック部品、スタンド、梱包材中の10g以上の材料については、主要構成物質（任意報告物質含む）の情報をchemSHERPA-AIにて報告ください。

(例 1)鋼板の場合

物質				任意報告
物質	CAS 番号	材料あたり 最大含有率(%)	コメント	
Iron	7439-89-6	98		<input checked="" type="checkbox"/>
Manganese	7439-96-5	0.5		<input checked="" type="checkbox"/>

(例 2)プラスチック部品の場合

物質				任意報告
物質	CAS 番号	材料あたり 最大含有率(%)	コメント	
ABS	9003-56-9	80		<input checked="" type="checkbox"/>

(例 3)段ボール箱の場合

物質				任意報告
物質	CAS 番号	材料あたり 最大含有率(%)	コメント	
Cellulose	9004-34-6	90		<input checked="" type="checkbox"/>

また、前述の部品、材料以外においても、意図的または1000ppm以上の含有がある物質については、chemSHERPAの管理対象物質以外であっても、仕入先様での可能な範囲でchemSHERPAの任意対象物質として報告をお願いします。

6.3. 含有化学物質分析データ提出

RoHS指令の規制対象物質の含有濃度が規制値以下であることを証明するため、IEC62321の規定に基づき測定された分析データを定期的に作成願います。当社からの要請があった場合には提出をお願い致します。

7. 仕入先様における社内管理について

7.1. 化学物質管理体制

仕入先様には、以下の化学物質管理体制の構築と運用をお願いします。

- ・化学物質管理のための組織の役割および責任者の設定
- ・環境面に影響を与え得る業務の従事者に対する必要な環境教育の実施

- ・貴社仕入先からの化学物質情報の入手を含む化学物質管理のルール整備
- ・EIZOグリーン調達基準に基づく化学物質および環境情報の開示
- ・規制物質の混入リスクの確認と適切な混入防止管理
- ・納入製品および調達資材のトレース管理
- ・貴社仕入先に対する化学物質管理実施の要求と確認
- ・EIZOグリーン調達基準最新版の維持保管

7.2. 禁止物質含有部品の識別管理

仕入先様において当社に納入する製品または部品についてRoHS不適合など禁止物質含有に関する不適合が発生した場合、不適合品の混入防止の識別管理を確実に行ってください。また、当社に納入済みの製品または部品に不適合のあることが判明した場合は、すみやかに当社に通知いただき双方協議の上適切な対応をとるものと致します。

8. 書類・データの提出先

納入製品、部品毎のEIZO MISファイル、及びchemSHERPA-AIファイルは、当社の指定期日までに、当社開発部門の各担当者宛てに電子データでご提出ください。含有化学物質分析データの提出方法については、別途依頼時に案内致します。

仕入先様が、当該部品の最終製造者又は組立メーカーである場合は、仕入先様自らが当該部品および当該部品の設計、製造または組立について提出書類に記入のうえ、ご回答ください。尚、仕入先様が商社あるいは代理店の形態である場合は、最終製造者または組立メーカーに提出書類の記入をご依頼いただくか、又は仕入先様の責任において調査・回答いただいても結構です。

ご提出いただいた内容、その他の資料及び情報は、当社の環境に対する取り組みを広く認知していただく為に外部に公開する場合がございます。但し、当該公開は、前記目的の為に必要な場合に限り、かつ、仕入先様名が特定されることのないよう配慮致します。

【表 5-1】フッ素系温室効果ガス 対象物質リスト

物質名	略称	CAS RN
トリフルオロメタン	HFC-23	75-46-7
ジフルオロメタン	HFC-32	75-10-5
フルオロメタン	HFC-41	593-53-3
1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	354-33-6
1,1,2,2-テトラフルオロエタン	HFC-134	359-35-3
1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	811-97-2
1,1,2-トリフルオロエタン	HFC-143	430-66-0
1,1,1-トリフルオロエタン	HFC-143a	420-46-2
1,2-ジフルオロエタン	HFC-152	624-72-6
1,1-ジフルオロエタン	HFC-152a	75-37-6
フルオロエタン	HFC-161	353-36-6
1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	431-89-0
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	677-56-5
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	431-63-0
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	690-39-1
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	679-86-7
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	679-86-7
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	HFC-365 mfc	406-58-6
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10 mee	138495-42-8
テトラフルオロメタン	PFC-14	75-73-0
ヘキサフルオロエタン	PFC-116	76-16-4
オクタフルオロプロパン	PFC-218	76-19-7
テトラデカフルオロヘキサン	PFC-3-1-10 (R-31-10)	355-42-0
ドデカフルオロペンタン	PFC-4-1-12 (R-41-12)	678-26-2
テトラデカフルオロヘキサン	PFC-5-1-14 (R-51-14)	355-42-0
オクタフルオロシクロブタン	PFC-c-318	115-25-3
六フッ化硫黄	SF6	2551-62-4

改訂履歴

版	改訂日	主な改訂内容
A	2004 年 5 月 1 日	・制定。
B	2004 年 5 月 25 日	・「環境への取り組み調査」の誤記修正。 ・「はんだ付け条件書」の説明文変更。
C	2004 年 6 月 28 日	・「環境基本方針」変更。
D	2004 年 7 月 20 日	・「はんだ付け条件書」に信頼性項目ページを追加。
E	2006 年 3 月 7 日	・閾値判定を RoHS に整合。 ・RoHS 除外項目例を追記。 ・JGP フォーマット画面の記載を変更。 ・「はんだ付け条件書」にフローはんだ付け条件を追加。
F	2006 年 11 月 10 日	・「環境への取り組み調査」から、「使用禁止物質不使用証明書」および「使用禁止物質全廃計画書」を削除。
G	2007 年 1 月 19 日	・「化学物質調査書」の作成手順内容を変更。
H	2008 年 1 月 22 日	・PFOS 対応追加。
J	2008 年 3 月 28 日	・「はんだ付け条件書」に吸湿特性を追加。
K	2008 年 9 月 1 日	・EPEAT 対応を考慮し、「Information for TCO'03」を改訂し「Material Information」に変更。
L	2010 年 6 月 18 日	・「環境への取り組み調査」の改訂。 ・「JGP + MI (Material Information)」を「AIS + MIS (Material Information Sheet)」に変更したことによる全面改訂。
M	2012 年 12 月 10 日	・タイトルを「EIZO グリーン調達基準」に変更。記入フォーム類 (ファイル類) 中の「ナナオ」を「EIZO」に変更。 ・含有禁止物質に DBT および DOT を追加。 ・【表 2】を【表 2-1】とし、基準値を一部改訂。 ・【表 2-2】「RoHS 適用除外項目」を追加。 ・環境への取り組み調査書を E 版から F 版に改訂し、5-1-3 項において、再提出依頼の時期を「2 年に 1 回」から「必要に応じて」に変更。 ・MIS ファイル Ver.1.0 を Ver.1.1 に改訂。 ・AIS ファイル Ver.3.1 を Ver.4.0 に改訂。 ・MIS/AIS の提出時期を「指定期日まで」に変更。 ・MIS/AIS 関連のダウンロードページアドレスを変更。 ・【表 3】MIS ファイルの調査項目の EU RoHS および SVHC の内容を一部変更。 ・リスクフレーズ関連、HBCDD、PAH の含有禁止を一部追加し、IARC レベル 2B を禁止対象から削除。以上に伴い【表 5.1】～【表 5.7】の内容を変更。 ・はんだ付け条件書を削除 (ただし、運用は継続する)
N	2013 年 4 月 1 日	・社名変更 (株式会社ナナオ ⇒ EIZO 株式会社)
P	2014 年 10 月 1 日	・文書番号を変更。RD-053N ⇒ RC02-053P ・EIZO MIS ファイル Version 変更。Ver.1.1 ⇒ Ver.1.2 ・EIZO AIS ファイル Version 変更。Ver.4.0 ⇒ Ver.4.1a ・禁止物質 DBT および DOT の基準値に「(スズ含有濃度)」追加。 ・DBT の適用除外項目の記載削除 (2015.1.1 失効のため)。 ・【表 2-2】RoHS 指令除外項目の 16 および 40 に関する失効追記。 ・EPEAT (鉛) の対象品目を「ユーザーが容易に触れる箇所を持つ一部の部品」から「全ての納入品目」に変更。 ・SVHC 対象物質変更。84 物質 ⇒ 155 物質 ・表 6 において、EU06 追加および IA02 変更。

版	改訂日	主な改訂内容
Q	2016 年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本方針の「EIZO 株式会社」を「EIZO グループ」に変更。 ・「環境への取り組み調査書」を廃止。 ・EIZO MIS ファイルのバージョンを 1.2 から 1.3 に変更。 ・【表 1】に POPs および GS マークを追加。 ・含有禁止物質リストへの下記物質追加、及び一部基準値変更。 (39) エンドスルファン又はベンゾエピン (40) ヘキサプロモシクロドデカン (HBCDD) (41) 特定多環芳香族炭化水素 (PAH) ・【表 2-1】六価クロムについて、「皮革製品は 3ppm 未満」を追加。 ・【表 2-2】RoHS 指令適用除外項目の詳細リストを削除し、RoHS 指令参照に変更。 ・【表 2-2】として PAH に関する要求説明追加。 ・【表 3】の内容変更。「EU RoHS 指令または電池指令または包装材指令」を「法令禁止物質の非含有対応」に変更。SVHC の対象物質を 155 物質から 169 物質に変更。「赤リン」に関する項目を追加。「25g 以上のプラスチック部品に関する情報」においてプリント基板を対象から除外。 ・【表 5-1~4】に特定フタル酸エステルの禁止を追加。 ・【表 5-1~5】でヘキサプロモシクロドデカンを削除。 ・【表 5-1 および 2】の難燃剤の要求に GreenScreen の概念を導入し、リスクフーズのリンクを変更。 ・【表 5-2】で「リン酸トリ-<i>o</i>-クレジル」を削除。 ・【表 5-4】で PAH 要求を削除。 ・【表 5-6】で「Packaging Ordinance」を「包装材指令」に変更。 ・別紙 1 (環境への取り組み調査フォーム見本) および別紙 2 (EIZO MIS ツールフォーム見本) 削除。 ・6.2 項 AIS ツールバージョン変更。4.1a ⇒ 4.1b ・6.3 項「含有化学物質分析データ提出」を追加 ・7 項「仕入先様における社内管理について」を追加
Q	2016 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・JAMP AIS ツールのバージョン訂正。4.1b ⇒ 4.1c
R	2018 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「JAMP AIS」を「chemSHERPA-AI」に変更し関連内容も変更。 ・MIS を Ver.1.3 から 1.4 に変更。 ・【表 1】に「カナダ 環境保護法」追加。 ・【表 2-1】No.1 の基準値に「かつ 1000ppm 以下」追加。 ・【表 2-1】No.1、8、40 の関連法規で「REACH Annex XVII」削除。 ・【表 2-1】No.13、14 の基準値から「意図的使用禁止かつ」削除。 ・【表 2-1】No.15 の物質名で塩素数「3 以上」を「1 以上」に変更。 ・【表 2-1】No.16 の基準値で「1000ppm」を「0.1ppm」に訂正。 ・【表 2-1】No. 40 の基準値に「かつ 100ppm 以下」追加。 ・【表 2-1】No.42~44 追加。 ・【表 3】の SVHC 対象物質を「2018 年 1 月公開分まで」に変更。 ・【表 3】の「プラスチック部品に関する情報」に「プリント基板」追加。 ・【表 3】の赤リンで「含有/非含有調査」を「詳細内容調査」に変更。 ・【表 4-1、2】で対象に「プリント基板」追加。 ・【表 4-1~4】で「特定フタル酸エステル」削除 (【表 2-1】に移行)。 ・【表 4-3】難燃剤の要求事項を追加。 ・【表 4-6】第 2 項「ISO11469 に従った材料表示」を削除。 ・【表 4-6】第 5 項で「70%以上」を「85%以上」に変更。 ・【表 5】で JAMP 管理物質から chemSHERPA 管理物質に変更。

版	改訂日	主な改訂内容
S	2019 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境・エネルギー基本方針」改定。 ・5 項 記載文を見直し。 ・【表 2-1】No.10 の基準値に「意図的使用禁止」を追加。 ・【表 2-1】No.13 の物質名を修正。 ・【表 2-1】No.14 の基準値に「意図的使用禁止」を追加。 ・【表 2-1】BNST 等の一部の物質を削除し、No.を再割り当て。 ・【表 2-1】No.27 として PFOA を追加。 ・【表 2-1】*1 注記を追加。 ・6.1 項 EIZO MIS ファイルバージョン変更 1.4 ⇒ 2.0 ・【表 3】 REACH 規則 対象物質の条件追加： 提出する chemSHERPA Ver の管理対象物質を網羅すること。 ・【表 3】 REACH 規則 判定条件に「含有(A)」を追加。 ・【表 3】 REACH 規則 記載追加： chemSHERPA 遵法判断情報での報告。 ・【表 3】 カリフォルニアプロポジション 65 追加。 ・【表 3】 EIZO 環境要求 記載追加： 不適合時の追加情報記入。 ・【表 3】 プラスチック部への添加剤含有 追加。 ・【表 3】 4 項目削除： EPEAT(カドミウム、六価クロム)、EPEAT(鉛)、プラスチック部品に関する情報、LCD モジュールの水銀ランプに関する情報 ・【表 4-1】 EIZO 環境要求：「FPD モジュール」 要求追加： A1,A7,A9,A10 ・【表 4-1】 EIZO 環境要求：「FPD モジュール」 要求内容変更： A3,A8 ・【表 4-2】 EIZO 環境要求：「プリント基板」 要求内容変更： B1 ・【表 4-3】 EIZO 環境要求：「電気配線材(…)」 カテゴリ追加 ・【表 4-4】 EIZO 環境要求：「電気電子部品全般」 カテゴリ追加 ・【表 4-6】 EIZO 環境要求：「プラスチック部品」 要求内容変更： F4 ・【表 4-6】 EIZO 環境要求：「プラスチック部品」 要求追加： F7, F8 ・【表 4-7】 EIZO 環境要求：「金属部品」 カテゴリ追加 ・【表 4-9】 EIZO 環境要求：「梱包材」 要求内容変更： I1 ・【表 4-9】 EIZO 環境要求：「梱包材」 要求追加： I6, I7 ・【表 4-10】 EIZO 環境要求：「その他の部品」 カテゴリ追加 ・6.2 項 chemSHERPA Ver 記載削除 ・6.2 項 注記追加： chemSHERPA の全管理対象物質、SVHC の報告等 ・6.2.1 項 追加： 特定部品に対する chemSHERPA での任意報告物質報告 ・【表 5-1】、【表 5-2】、【表 5-3】、【表 5-4】追加
S	2020 年 3 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・6.1 項 EIZO MIS ファイル Ver.2.0⇒Ver.2.0 以降 に訂正

版	改訂日	主な改訂内容
T	2021 年 12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・4 項① 化学物質管理体制の構築を追加 ・4 項① 「CSR に関する取り組み状況調査書」から「製品含有化学物質管理に関する調査」に変更 ・【表 1】「ProdSG 法」に基づく GS マーク基準 AfPS GS 2019:01 PAK に改訂 ・【表 1】有害物質規制法(TSCA)を追加 ・【表 1】水銀含有および充電式電池管理法を追加 ・【表 1】亜鉛負極式一次電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制に関する要求事項を追加 ・【表 1】乾電池の製造、輸入、販売に関する規制を追加 ・【表 2-1】No.29 としてリン酸イソプロピルフェニル PIP(3:1)を追加 ・【表 2-1】No.30 としてペンタクロロチオフェノール PCTP を追加 ・【表 2-1】No.31 として炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩及び C9-C14 PFCA 関連物質を追加 ・【表 2-1】No.28 に意図的使用禁止を追記 ・【表 2-1】No.28 に除外用途を追記 ・【表 2-1】No.8 に PFOS 誘導体を追記 ・【表 2-1】No.9 に意図的使用禁止を追記 ・【表 2-1】No.13 に 1500ppm 未満を追記 ・【表 2-1】No.26 に 5ppm 以下を追記 ・【表 2-1】No.27 に 4 物質合計濃度 1000ppm 未満を追記 ・【表 2-1】*1 濃度に関する注記を追記 ・【表 2-1】*3 電池、蓄電池の化学物質法規制に関する注記を追記 ・【表 2-1】*4 包装材中の重金属の意図的使用禁止を追記 ・【表 2-1】*6 No.8 の PFOS に関する注記を追記 ・【表 2-1】*7 No.9 の PBBs に関する注記を追記 ・【表 2-2】アセナフチレン、アセナフテン、フルオレンを削除 ・【表 2-2】GS マーク PAH 基準 WEB リンクアドレスを変更 ・【表 3-1】REACH 規則 回答選択肢の文言変更 ・【表 3-1】添加剤の対象品目①プラスチック部品に外装部品のみ 0.5g 以上を追加 ・【表 3-1】電池・蓄電池の項目を追加 ・【表 4-1】A6、A7 当社開発、資材部門からの指定に関する記述を追記 ・【表 4-2】B1、B3 を追記 ・【表 4-3】C1 MIS への難燃剤記入を追記 ・【表 4-3】C1 当社開発、資材部門からの指定に関する記述を追記 ・【表 4-3】C1 AC コード、ケーブル納入仕様書への使用可塑剤の宣言書添付を追記 ・【表 4-5】E3、E4 追加 ・【表 4-6】F2、F5 外装に使用される 0.5g 以上のプラスチック部品を追記 ・【表 4-6】F5、F6 当社開発、資材部門からの指定に関する記述を追記 ・【表 4-9】I1 対象梱包材からプラスチック部品の限定を解除 ・【表 4-9】I1 材料表示基準を 97/129/EC に変更 ・【表 4-9】I1、I2 表示困難な場合の記述を追記 ・【表 4-9】I4 対象の紙をパルプモールドに変更 ・7.1 項 仕入先様での社内管理に関する要求記述を追記 ・【表 5-1】規制対象物質に酸化スズインジウム、三酸化モリブデンを追加

版	改訂日	主な改訂内容
U	2023 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・5 項 標題変更 含有禁止物質→管理対象化学物質 ・5.1 項 含有禁止物質 項番移動 5 項→5.1 項 ・【表 1】スイス「化学品リスク低減令」を追加 ・【表 1】フランス「循環経済法」を追加 ・【表 1】カナダ「特定有害物質禁止規則」を追加 ・【表 2-1】No.32 として F-GHG を追加 ・【表 2-1】No.33 として PFHxS を追加 ・【表 2-1】No.34 として MOAH を追加 ・【表 2-1】No.20 の基準値に 10ppm 以下を追加 ・5.2 項 監視対象物質 追加(項目新設) ・【表 2-3】監視対象物質リスト追加 ・5.3 項 報告対象物質 追加(項目新設) ・【表 2-4】報告対象物質の対象法規制・標準リスト追加 ・【表 3-1】REACH 規則 を削除 (EIZO MIS ファイルの調査項目から削除) ・【表 3-1】プロポジション 65 を削除 (EIZO MIS ファイルの調査項目から削除) ・【表 3-1】ベリリウム を削除 (EIZO MIS ファイルの調査項目から削除) ・【表 3-1】項目名変更 添加剤(難燃剤/可塑剤)→プラスチック中の環境負荷物質 ・【表 3-1】プラスチック中の環境負荷物質 判定条件変更 添加剤 含有有無 → A)臭素・塩素 含有有無、 B)リン 含有有無 ・【表 5-1】変更 プロポジション 65 対象リスト → フッ素系温室効果ガス対象リスト ・【表 5-2】ベンジジン系色素の代表例 削除 ・【表 5-3】DMOB 系色素の代表例 削除 ・【表 5-4】DMB 系色素の代表例 削除